

第7章 土木工事の施工

土木工事の施工にあたっては、「三木市水道配管・土木施工要領（三木市上下水道部）」、「土木工事共通仕様書（兵庫県県土整備部）」、「土木工事施工管理基準（兵庫県県土整備部）」、「土木請負工事必携（兵庫県県土整備部）」、「小型構造物標準図（兵庫県県土整備部）」によるものとする。

7-1 土木工事

1. 掘削・埋戻し及び残土処分を伴う土木工事は、関係法令を順守して、掘削に先立ち事前の調査を行い、各工種に適した方法に従って行き、設備の不備、不完全な施工等によって事故や障害を起こすことがないようにすること。
2. 掘削は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分配慮し、丁寧に行うこと。
3. 道路内の埋戻しに当っては、良質な埋戻し材を用い、施工後に沈下、陥没等が発生しないよう十分締め固めること。
4. 発生した建設発生土及び産業廃棄物の処理については、法律に基づき、工事施工者の責任において適正かつ速やかに行うこと。

[解説]

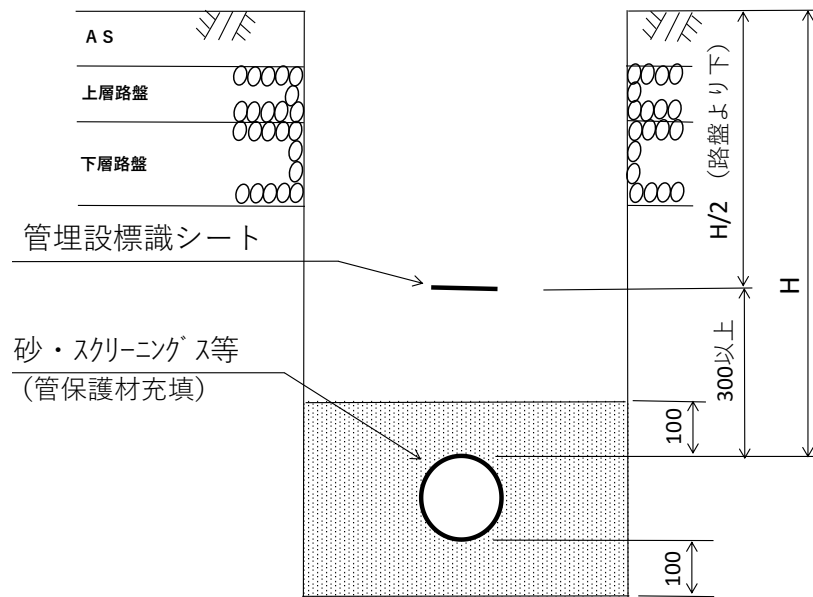
1. 一般事項は下記のとおり。
 - (1) 施工現場には、主任技術者が常駐して施工すること。
 - (2) 付近住民に事前に工事施工について周知（チラシ）するとともに、騒音、振動等で迷惑をかけないように公害防止に努め、施工すること。
 - (3) 施工後の清掃に努め、美観をそこなわないように工事完了させること。
2. 道路掘削等を伴う給水装置工事は、事前に道路管理者から道路掘削・占用許可書、及び所轄警察署長から道路使用許可書を申請して許可を得ておく必要がある。
3. 土木工事を行うにあたっては、「三木市水道配管・土木施工要領」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」、「小型構造物標準図」を参照する。
4. 事前に地下埋設物の調査確認を行い、必要な場合は立会い等を依頼すること
5. 軟弱地盤等での掘削及び掘削深さが1.5mを超える場合には土留工を施すこと。
6. 埋設する水道管と他の構造物や埋設管との最小離隔距離は、原則として次のとおり。

(当該水道管)	(並行離隔距離)	(交差離隔距離)
φ50mm以下	20cm以上	10cm以上
φ300mm未満	30cm以上	15cm以上
φ300mm以上	40cm以上	20cm以上

離隔距離とは、管外面間の水平及び鉛直方向における距離をいい、2本以上の水道管が交差する場合は、大口径側の値とし、交差部には継手を設けないこと。また、高圧ガス管については、別途協議を行い、その指示に従うこと。
7. 舗装道路は、隣接する舗装部分への影響がないよう舗装をカッター等を使用して、周りは方形に、切り口は垂直になるように丁寧に切断した後、埋設物に注意し所定の深さに掘削する。また、道路を掘削する場合は、1日の作業範囲とし、掘り置きはしない。

8. 埋戻しは、指定された材料を用いて、転圧は人力、ランマー・振動ローラー等で 20 cm 以下毎に十分締固めを行うこと。また、管付近は砂・スクリーニングス等の管保護材（管底まで 10 cm 以上、管天から 10 cm 以上）を人力で十分に締固めを行い、軽量の締固め機械（振動コンパクタ 50～60kg 等）で管に偏圧がかからないよう注意して施工すること。
9. 標識シートは三木市の指定するもので、埋設深の 1/2 で路盤より下に敷設し、最低でも管天端+30 cm 以上になるように敷設すること。

管付近の埋戻材及び管理設標識シート



7-2 道路復旧工事

1. 舗装道路の本復旧は、道路管理者の指示に従い、埋戻し完了後速やかに行うこと。
2. 速やかに本復旧工事を行うことが困難なときは、道路管理者の承諾を得たうえで仮復旧工事を行うこと。
3. 未舗装道路の復旧は、道路管理者の指示に従いすみやかに原形復旧すること。

[解説]

1. 本復旧は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保し、舗装構成は、道路管理者が定める仕様によるほか、関係法令等に基づき施工すること。工事完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示、標識類についても原形復旧すること。
2. 仮復旧工事は、加熱アスファルト合材を用い縦断・横断方向 5%以内のすりつけをし、段差により交通に支障がないよう施工しなければならない。また、仮復旧跡の路面には、区画線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による表示をペイント等により表示すること。
3. 未舗装道路の復旧については、道路管理者の指示する方法により施工すること。

7-3 現場管理

関係法令を順守するとともに、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努めること。

[解説]

工事の施工に当たっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規程を順守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うこと。また、工事に伴う騒音・振動等をできる限り低減し、生活環境の保全に努めること。

1. 工事施工中に不測の事故等が発生した場合は、第三者及び作業員の人命の確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び連絡をしなければならない。そのため、工事に際しては、あらかじめこれらの連絡先を確認し、工事従事者に周知徹底しておくこと。
2. 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。
3. 掘削に当たっては、交通の安全等を確保するために保安設備を設置し、交通誘導員を適切に配置する。また、その工事の作業員の安全についても十分留意すること。
4. 工事施工者は、本復旧工事まで仮復旧箇所を適宜巡回し、路面沈下等、不良が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復をしなければならない。

7-4 工事標示板・保安施設

1. 工事による交通の危険、渋滞等の防止及び沿道住民に与える迷惑の防止、特に歩行者の安全な通行を図るため、工事現場には、表示施設、保安施設等を設置し、施工すること。
2. 表示施設、保安施設等を所定の位置に完備した後、工事に着手すること。
3. 保安施設等による交通の支障を最小限にし、周辺的美観を損なわないように配置すること。また、工事現場を巡視し、清掃等に努めること。

[解説]

1. 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行い実施すること。
2. 標示板の記載内容については「土木工事現場における標示板設置基準（平成19年9月14日付け、土木部長通知）」による。